

平成17年分所得税・市県民税

申告は3月15日まで

申告書の提出は、郵送もご利用ください

所得税

所得税では、納税者が1年間の所得金額と税額を正しく計算して申告と納税を行う「申告納税制度」が採られています。

次の条件に該当する人は、昨年中の所得金額と税額を計算し、3月15日までに西宮税務署へ申告と納税をしてください(納付書は税務署、金融機関にあります)。

所得の合計額から、控除合計額を差し引き、その残額をもとにして計算した税額が、配当控除額と定率減税額との合計額よりも多い人

消費税

申告・納税は3月31日までに

事業所得や不動産所得がある人で、平成15年分の課税売上高が1000万円を超える人、課税事業者選択届出書を提出している人は、消費税の申告が必要です。

3月31日までに西宮税務署(0798・34・3930)へ申告と納税をしてください。

市県民税

申告は市民税グループ、各支所などへ

市は、市民税グループ、各支所などで平成18年度の個人市県民税の申告を受け付けます(左下表参照)。

申告の際は、国民年金などの領収書を持参してください。なお、国民年金保険料の納付額等は、西宮社会保険事務所(0798・33・1285)へお問い合わせください。

昨年中の合計所得金額が33万円を超える人

西宮税務署の申告相談 2月19・26日の日曜日も実施

西宮税務署は、2月19・26日の日曜日も、確定申告の相談、申告書の受付を行います。

相談会場をご利用ください

申告書も提出できます

西宮税務署は、平成17年分の確定申告の相談会場を下表のとおり開設します。近畿税理士会西宮支部の税理士が申告書の作成方法などについてアドバイスします。申告書

確定申告相談会場

Table with 3 columns: 相談会場, 開設期間, 開設時間

西宮商工会館別館会場は、還付申告専用会場です(住宅借入金等特別控除を受ける人を除く) 来場者多数の場合、最終受付時間を繰り上げることがあります

所得税の確定申告書

郵送やインターネットで提出できます

確定申告期間中、所得税の申告書は郵送などでも提出できます。申告書の控えが必要な場合は、申告書の控えと切手をはった返信用封筒を同封してください。

市県民税の申告受付会場

Table with 3 columns: 会場, 開設期間, 受付時間

各会場へは電車・バスなどでご来場ください

税金の納付に 口座振替をご利用ください

税金の納付には、口座振替が大変便利です。納期ごとに、わざわざ金融機関へ出向く必要がなく、納め忘れの心配もありません。

軽自動車税

廃車手続きなどは3月中に

軽自動車税は4月1日現在、原動機付自転車や軽自動車を所有している人に

3月の 税務相談

市は税務相談を3月9日の午後1時から3時までで

平成17年消防概況とまる

救急出動は年々増加傾向に

消防局は、平成17年中の消防概況をまとめました。その概要をお知らせします。

【火災】 出火件数は153件(前年より68件増加)で2・4日に1件発生し、月別では9月・12月が最も多く、8月が続いています。

【出火原因】 放火:57件 たばこ:19件 こんろ:16件 その他合計:61件

【救急】 救急出動件数は1万8261件(前年より1182件増加)で、急病による出動が60・6%を占めました。